

旅客船事業の申請

海上※1において船舶※2により人の運送をする事業を営もうとする場合は、海上運送法に基づく許可等が必要となります。

※1 湖、沼、河川を含む。

※2 ろかいのみをもって運転し又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。

一般旅客定期航路事業

旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により、主に2地点間等の一定の航路において不特定の人の乗合運送を行う事業をいいます。水上バス等がこれにあたります。

旅客不定期航路事業

旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により、主に起点と終点が一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人の運送を行う事業をいいます。港内遊覧船等がこれにあたります。

人を運送する内航不定期航路事業

主に次のような事業をいいます。

- ・非旅客船（旅客定員が12人以下の船舶）により人の運送を行う事業
- ・旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送を行う事業のうち、一定の航路に就航しないもの
- ・旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）により人の運送を行う事業のうち、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの

申請にあたっては、事前に下記申請窓口にご相談下さい。

管轄	住所・連絡先
本局（海事振興部旅客課）	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 TEL：052-952-8013
静岡運輸支局清水庁舎	〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1 TEL：054-352-0175
静岡運輸支局下田海事事務所	〒415-0023 下田市 3-18-23 TEL：0558-22-0843
三重運輸支局四日市庁舎	〒510-0051 四日市市千歳町 5-1 TEL：059-352-2033
三重運輸支局鳥羽海事事務所	〒517-0011 鳥羽市鳥羽 1-2383-28 TEL：0599-25-4790
福井運輸支局敦賀庁舎	〒914-0079 敦賀市港町 7-15 TEL：0770-22-0003